



平成 26 年 11 月 20 日

各 位

神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目 1 番地 43
株式会社 DNA チップ 研究所
代表取締役社長 的場 亮
(コード番号 : 2397 東証第 2 部)
問 合 せ 先 : 総務課長 大塚 勉
電 話 番 号 : (045) - 500 - 5211 (代表)

資本業務提携契約の締結、第三者割当による新株式及び
新株予約権（行使価額修正条項付）の発行、主要株主である筆頭株主の異動
並びにその他の関係会社の異動に関するお知らせ

株式会社 DNA チップ 研究所（以下「当社」といいます。）は、株式会社 エンプラス（以下「エンプラス社」といいます。）と資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）を行うことに関する資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結し、同社を割当予定先とした第三者割当による新株（以下「本新株式」といいます。）及び新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）を実施することを、会社法第 370 条及び当社定款第 24 条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、平成 26 年 11 月 20 日付で決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本第三者割当により、当社の主要株主である筆頭株主の異動及びその他の関係会社の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 資本業務提携の概要

1. 資本業務提携の理由

当社は、平成 11 年 4 月の設立以来、一貫して DNA チップに関わる様々な研究開発を行ってまいりました。現在では、主に 3 つの事業、DNA チップを用いた受託サービス事業、DNA チップを用いた診断サービス事業及び DNA チップに関わる商品販売事業を手がけております。

当社が属しているライフサイエンス関連市場は、国内外を問わないことから、日本国内

のみならず世界中の同業他社と競合状態にあり、また他業種からの参入も増加しており、市場における競争はさらに激化しております。こうした状況の下、当社は、安定した収益基盤の構築を図るべく、受託サービス事業における大口顧客の受注の確保に取り組んでまいりましたが、その受注を十分に確保できなかったことを主な要因として、平成 18 年 3 月期より、継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。平成 26 年 3 月期におきましても、営業損失 44 百万円、経常損失 44 百万円、当期純損失 45 百万円、営業キャッシュ・フロー△34 百万円を計上しております。その結果、当社は、次世代の成長のために必要となる積極的な投資についても、限定的にしか行うことができない状況が続いております。

かかる状況を打開するため、当社は、売上目標の確保とコスト管理の徹底を図るとともに、平成 26 年 3 月期からは、事業シナジーが得られる相手先との業務提携の可能性について模索してまいりました。また、当社は、受託サービス事業については、市場が病院、大学・政府等の公的研究機関、製薬会社、食品会社及び検査・診断会社等に限定されていること、競争が激化していることから、今後の売上げの伸びが緩やかになることが予測されるため、受託サービス事業と並ぶもう 1 つの柱である診断サービス事業を戦略的事業と位置づけ、これを育てる必要があると考えております。診断サービス事業に対しては、これまで投資を行ってまいりましたが、これからの高齢化社会に向けた新しい診断システム構築に向けた開発を加速化するためには、当社の資本増強を行い、積極的かつ恒常的な投資を可能とするための資金確保を行うことが重要であると考え、資本提携についても並行して検討してまいりました。複数の候補先を検討する中で、当社は、両社の事業内容の補完性に注目し、共同事業についての協議を進めていたエンプラス社と、資本業務提携の具体的な協議を進めていくこととなりました。

エンプラス社は、主としてエンジニアリングプラスチック及びその複合材料による各種製品の製造、加工並びに販売を主業としている専門メーカーです。高機能プラスチックを用いた高精度ギア、精密機構部品、レンズなどの製造を中心に実績と知見を有しており、また、平成 12 年からはエンジニアリングプラスチック精密加工技術をバイオ分野に応用し積極的に設備投資・研究開発を進めるなど、「バイオ関連事業」を今後主要となる事業の一つとして位置付けております。当社は、エンプラス社と資本業務提携の具体的な協議を進める中で、かかる事業内容・実績・知見に鑑み、エンプラス社との間で業務提携を行うことで、以下のシナジー効果を見込めることができると考えるに至りました。

まず、これまで当社が培ってきた業界ネットワーク、特に、病院、大学・政府等の公的研究機関、製薬会社、食品会社、化粧品会社及び検査・診断会社などとのネットワークと、エンプラス社が有する分析機器業界のネットワークは相互に補完関係にあります。すなわち、当社は、エンプラス社が有する分析機器業界のネットワークを利用することによって、また、エンプラス社は、当社が有する病院、大学・政府等の公的研究機関、製薬会社、食品会社、化粧品会社及び検査・診断会社などとのネットワークを利用することによって、それぞれライフサイエンスの中でも新分野領域への進出や新規顧客の獲得が可能となる

と考えられます。

また、当社が有するDNA、RNAを中心とする遺伝子解析技術と、エンプラス社が有するエンジニアリングプラスチック精密加工技術を融合させることにより、より低コストで高性能な次世代チップ、より高精度な遺伝子解析技術及び診断ツールの開発を行うことが可能となり、国内のみならず、グローバルでの販売展開を図ることができると考えられます。今後診断サービス事業を加速化させるうえで、低コストで高性能なサービスの提供は不可欠となります。当該サービスは、現在海外製チップを使用しているため、コスト高の傾向にあり、サービス価格も高価格の状況にあります。当社が有する遺伝子に関する技術・知見と、エンプラス社が有するエンジニアリングプラスチック精密加工技術を融合させ、より低コストで高性能な次世代チップ、より高精度な遺伝子解析技術及び診断ツールを開発し、これらを診断サービスメニューに応用し、より低コストで高性能なサービスを提供することで、当社の診断サービス事業は加速すると考えております。一方、エンプラス社におきましても、当社が有するDNA、RNAを中心とする遺伝子解析技術と、エンプラス社が有するエンジニアリングプラスチック精密加工技術を融合させることにより、先進的な分析を指向する分析機器メーカー、製薬会社へより高度な技術提案が可能となると考えられます。

さらに、当社は、エンプラス社が有する海外インフラのうち、同社の米国子会社については、当社との共同研究及びマーケティング拠点として、同社のアジア、ヨーロッパ子会社については、販売及びマーケティング拠点として活用することが可能となると考えております。エンプラス社の拠点を活用することにより、新規拠点開設等の初期コストを低減できるなどのメリットが生じるため、当社は、エンプラス社と共にグローバル展開を図ることができます。

一方で、資本提携については、エンプラス社より、当社の株価や既存株主の皆様の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達する当社のニーズを充足し得る調達手法として、本第三者割当の方法の提案を受けました。かかる提案について、複数回にわたり、慎重に協議及び検討してまいりましたが、当社としては、その内容が当社のニーズを満たしていると考えに至りました。また、エンプラス社の出資比率については、エンプラス社との間の連携を強化して上記シナジー効果を十分に享受し、また、成長投資への十分な原資を獲得するためには、後記2(3)記載の役員の派遣を前提として、エンプラス社が当社の関係会社となる程度まで出資を受けることが相当であると考えに至りました。

当社は、エンプラス社からの今回の資金調達によって次世代の成長に必要な積極的な投資を行うと同時に、エンプラス社と連携を深め、同社における素材技術を活かした開発やインフラ利用によって、早期に事業のグローバル化を行い、当社の競争力及び収益の向上につなげていきたいと考えております。

2. 資本業務提携の内容等

(1) 資本提携の内容

当社は、本第三者割当により、エンプラス社に当社の普通株式 848,000 株（本第三者割当後及び本新株予約権行使前の発行済株式総数に対する割合 20.01%、本第三者割当後及び本新株予約権行使後の発行済株式総数に対する割合 16.66%）及び新株予約権 8,520 個（潜在株式数 852,000 株（本第三者割当後及び本新株予約権行使後の発行済株式総数に対する割合 16.74%））を割当てます。なお、これにより、本第三者割当後及び本新株予約権行使前のエンプラス社の当社に対する議決権所有割合は 20.02%となり、本第三者割当後及び本新株予約権行使後のエンプラス社の当社に対する議決権所有割合は、33.41%となる予定です。資本提携の詳細は、後記「Ⅱ. 第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集」をご参照ください。

(2) 業務提携の内容

業務提携の具体的な方針、内容は協議の上、推進してまいります。当社とエンプラス社との間で現時点において合意している業務提携の内容は、以下のとおりです。

① バイオ事業における業界ネットワークの補完

これまで当社が培ってきたネットワーク、特に、病院、大学・政府等の公的研究機関、製薬会社、食品会社、化粧品会社及び検査・診断会社などと、エンプラス社が持つ分析機器業界のネットワークを補完し、ライフサイエンスの中でも新分野領域への進出や新規顧客の獲得を推進してまいります。

② 新製品開発能力の強化

当社が保有するDNA、RNAを中心とする遺伝子解析技術と、エンプラス社のエンジニアリングプラスチック精密加工技術を融合させることにより、より低コストで高性能な次世代チップ、より高精度な遺伝子解析技術及び診断ツールの開発を行い、国内のみならず、グローバルでの販売展開を図ります。また、エンプラス社においては、先進的な分析を指向する分析機器メーカー、製薬会社へより高度な技術提案を行ってまいります。

③ 海外インフラの利用

当社とエンプラス社は、エンプラス社が有する海外インフラのうち、同社の米国子会社については、当社との共同研究及びマーケティング拠点として、同社のアジア、ヨーロッパ子会社については、販売及びマーケティング拠点として活用することで、エンプラス社と共に当社事業のグローバル展開の加速化を目指します。

(3) 役員の派遣

当社とエンプラス社は、エンプラス社が、次の各号に掲げる場合に依りて、同号に定める人数の当社取締役候補者又は監査役候補者を指名することができる旨を合意していません。

- ① エンプラス社の当社の議決権保有比率が5分の1以上3分の1未満である場合
当社取締役総数の5分の1（小数点以下切上げ）に相当する人数の取締役候補者
及び監査役候補者1名
- ② エンプラス社の当社の議決権保有比率が3分の1以上である場合 当社取締役総
数の3分の1（小数点以下切上げ）に相当する人数の取締役候補者（監査役候補
者はなし）

当社は、上記第①号に基づきエンプラス社が指名した取締役候補者1名に係る取締役選
任議案及び監査役候補者1名に係る監査役選任議案を、監査役の定員を増加するための当
社定款の一部変更議案とともに、平成27年6月に開催予定の第16回定時株主総会に提出
する予定です。

3. 資本業務提携の相手先の概要

本資本業務提携の相手先であるエンプラス社の概要は、後記「Ⅱ. 第三者割当により
発行される新株式及び新株予約権の募集 6. 割当予定先の選定理由等（1）割当予定先
の概要」をご参照ください。

4. 日程

(1) 本資本業務提携及び本第三者割当に関する取締役 会決議日	平成26年11月20日
(2) 本資本業務提携契約締結日	平成26年11月20日
(3) 本第三者割当の払込期日及び本資本業務提携の開 始日	平成26年12月8日（予定）

5. 今後の見通し

後記「Ⅱ. 第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集 8. 今後の見
通し」をご参照ください。

Ⅱ. 第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集

1. 募集の概要

<株式発行に係る募集>

(1) 払込期日	平成26年12月8日
(2) 発行新株式数	普通株式 848,000株
(3) 発行価額	1株につき669円
(4) 調達資金の額	567,312,000円（差引手取概算額559,312,000円）
(5) 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、エンプラス社に全ての株式を割り当 てる。

(6) その他	上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
---------	------------------------------------

<新株予約権発行に係る募集>

(1) 割当日	平成 26 年 12 月 8 日
(2) 発行新株予約権数	8,520 個(新株予約権 1 個につき 100 株)
(3) 発行価額	新株予約権 1 個につき 7,430 円(総額 63,303,600 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	852,000 株 行使価額が修正された場合においても、潜在株式数は 852,000 株とする。
(5) 調達資金の額	633,291,600 円 (差引手取概算額 625,291,600 円) (新株予約権の発行による調達額 : 63,303,600 円) (新株予約権の行使による調達額 : 569,988,000 円) 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額に、すべての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 1 株あたり 669 円 行使価額は、発行要項第16 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日 (以下「修正日」という。) の直前取引日の株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」という。) における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額 (以下「修正日価額」という。) が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。行使価額の上限及び下限はないものとする。 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」に該当しないものとする。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、エンプラス社に全ての新株予約権を割り当てる。

(8) その他	上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
---------	------------------------------------

2. 募集の目的及び理由等

(1) 募集の目的及び理由

本第三者割当により当社株式に一定の希薄化が生じますが、前記「I. 資本業務提携の概要 1. 資本業務提携の理由」に記載のとおり、本第三者割当は、当社とエンプラス社との業務提携と併せて実施するものであり、両社間の協力体制を構築し、本資本業務提携を確実なものにするためのものであります。また、本第三者割当による財務体質の改善により、当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えております。

(2) 資金調達の方法として本新株式及び本新株予約権を選択した理由

当社の課題である財務基盤を強化し、特に診断サービス事業分野における積極的かつ恒常的な投資を行い、これからの高齢化社会に向けた新しい診断システム構築の開発を加速化するため、当社の資本増強を行い、成長投資のための資金確保を行うことが重要であると考え、第三者割当による本新株式及び本新株予約権の募集を行うことといたしました。財務基盤の強化という目的、また、高齢化社会に向けた新しい診断システムのような成長する事業領域における先行投資という資金使途の性質や資金調達コストの優位性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による調達手段の中でも、公募増資、株主割当での発行という選択肢もありましたが、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が集まるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられること、及び、本資本業務提携の相手先であるエンプラス社から事業成長のために一定の額を調達できることから、同社を割当予定先とする第三者割当による資金調達が最善であると判断いたしました。

また、新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせ今回の資金調達のスキームは、新株式の発行により当社の当面の資金需要に対処するとともに、新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。かかるスキームは、一度に大量の新株式を発行することを避けることができ、既存株式の希薄化が段階的に進む点でも優位性があると判断しております。

さらに、本新株予約権は、既存株主の皆様にとっての希薄化を可及的に抑制するため、最大交付株式数を 852,000 株に限定しております。また、本新株予約権の割当日から 12 ヶ月を経過した日以降、将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社取締役会の全会一致により、当社がエンプラス社より本新株予約権を取得することを可能としております。さらに、行使価額修正条項付であるため、当初行使価額を上回って株価が上昇した場合には資本調達額を増額することができ、また、当初行使価額を下回って株価が推移している状態であってもエンプラス社が本新株予約権を行使することを期待することができます。

なお、当社は、エンプラス社との間で、エンプラス社が本新株予約権を行使するにあたっては、当社の資金ニーズ、行使時点における株価の状況等を勘案しつつ、事前に当社と行使時期及び行使数について協議する旨を書面で合意しておりますので、当社としては、本新株予約権が行使された場合における当社の株主の皆様への影響なども勘案しつつ、エンプラス社に対してかかる協議を求める意向です。その他後記（３）に掲げるような特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権の内容が、最も合理的と考えられるものと判断いたしました。

本新株式の発行に加えて本新株予約権がすべて行使された場合、平成 26 年 9 月 30 日現在の当社普通株式の発行済株式総数 3,389,700 株に対して 50.15%（本新株式発行分：25.02%、本新株予約権行使分：25.13%）の希薄化が生じることとなりますが、今回の資金調達により事業成長を図り、当社の中長期的な企業価値を向上させることが、ひいては既存株主の皆様への株主価値の向上につながるものと判断しました。また、本新株式の発行による調達額 567,312,000 円、本新株予約権の発行による調達額 63,303,600 円及び本新株予約権の行使による調達額 569,988,000 円（本新株予約権が当初行使価額ですべて行使された場合）の割合については、診断サービス事業の加速、要素技術開発、海外展開及び設備投資に必要な資金を本新株式による調達とし、診断サービス事業のメニュー充実、機器開発及び海外展開の加速化に必要な資金を本新株予約権の発行及び行使による調達としております。なお、本新株予約権の行使による資金調達が当初計画通りにできない場合、診断サービス事業のメニュー充実、機器開発及び海外展開の加速化に係る支出予定時期を調整するとともに、別途資金調達を検討すること等により対応する予定であります。以上のことを総合的に勘案し、今回の本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を実行することを決定いたしました。

（３）本新株予約権の主な特徴

本新株予約権による資金調達スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

① 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は、852,000 株で固定されており、最大交付株式数が限定されております。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません（但し、本発行要項第 6 項により、調整されることがあります。）。この点、株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）を用いた場合には、その発行条件及び行使条件は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないこととなります。本新株予約権は、かかる MSCB との比較では、株価に対する直接的な影響が小さくなることが想定されます。

② 取得条項

将来的に本新株予約権による資金調達必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社取締役会の全会一致により、本新株予約権の本新株予約権の割当日から12ヶ月を経過した日以降、いつでも本新株予約権を本発行要項第14項に定める取得条項に従って取得することが可能です。かかる取得条項を行使することによって、既存株主の皆様にとっての希薄化が抑制されます。取得価額は発行価額と同額であり、追加的な費用負担は発生いたしません。

③ 行使価額修正条項

本新株予約権は、その行使価額は各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)を基準として修正される仕組みとなっています。行使価額に上限及び下限を設けておりませんので、当社の株価の状況にかかわらず、常に行使時点の株価に応じた資金調達を期待することができる仕組みとなっています。具体的には、当初の行使価額を上回って株価が上昇した場合には、行使価額の上限も設けていないことから、株価の上昇に応じて資本調達額が増加することが期待できます。また、当初行使価額を下回って株価が推移している状態であっても、行使価額の下限を設けておらず、行使価額が時価を常に下回るように修正される設計となっていることから、割当予定先が本新株予約権を行使することが期待できます。なお、当社は、エンプラス社との間で、エンプラス社が本新株予約権を行使するにあたっては、当社の資金ニーズ、行使時点における株価の状況等を勘案しつつ、事前に当社と行使時期及び行使数について協議する旨を書面で合意しておりますので、当社としては、本新株予約権が行使された場合における当社の株主の皆様への影響なども勘案しつつ、エンプラス社に対してかかる協議を求める意向です。

[デメリット]

① 当初資本調達額が限定的

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、本新株予約権の行使個数に応じた割当株式数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるため、本新株予約権の発行当初には、満額の資金調達を行うことができません。

② 割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

新株予約権の行使は、割当予定先の行使に係る投資判断によります。割当予定先が行使をせず全く資金調達がなされない可能性があります。

③ 株価低迷時に資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が当初行使価額を下回る状況では行使価額が下方修正されますが、行使価額の下限が設定されていないため、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

④ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価に影響を受ける可能性

当社は、割当予定先であるエンプラス社が当社の資本業務提携先として中長期にわたって当社株式を保有する方針であることを口頭で確認しており、エンプラス社は本資本業務

提携の提携先であることから、同社が当社株式を保有するのは短期保有を目的とするものではないものと理解しておりますが、仮に同社が本新株予約権を行使して取得した当社株式を市場で売却した場合、当社株価がその影響を受ける可能性があります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

本新株式

払込金額の総額	567,312,000円
発行諸費用の概算額	8,000,000円
差引手取概算額	559,312,000円

※ 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

※ 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、独立委員会の組成費用、登記関連費用その他諸費用です。

本新株予約権

① 払込金額の総額	633,291,600円
② 発行諸費用の概算額	8,000,000円
③ 差引手取概算額	625,291,600円

※ 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

※ 発行諸費用の概算額内訳は、新株予約権評価費用、弁護士費用、独立委員会の組成費用、登記関連費用その他諸費用です。

※ 調達する資金のうち、本新株予約権の行使による調達額 569,988,000円につきましては、本新株予約権が行使されない場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。その場合には、診断サービス事業のメニュー充実、機器開発及び海外展開の加速化に係る支出予定時期を調整するとともに、別途資金調達を検討すること等により対応する予定であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株式

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 診断サービス事業の加速	259	平成27年1月～平成29年3月
② 要素技術開発	100	平成27年1月～平成29年3月
③ 海外展開	100	平成27年1月～平成29年3月
④ 設備投資	100	平成27年4月～平成28年3月

※ 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

※ 資金使途は以下の内容を予定しております。

① 診断サービス事業の加速

当社は、「個別化医療・予防医療の実現」へ向けたRNAチェックの開発に注力しております。本新株式の発行による調達額の一部を、関節リウマチの多剤効果予測、免疫年齢などこれまで取り組んできた診断サービス事業のコンテンツ充実のために投資し、これからの柱である診断サービス事業における研究開発を加速させ成長の促進を図ります。

リウマチチェックの開発のための新規採用を含む人件費等に60百万円、免疫年齢の開発のための新規採用を含む人件費等に60百万円、実験用チップ及び試薬等材料費に99百万円、解析用ソフトウェア等一部のソフトウェアを外部委託する外注加工費に20百万円、その他広告費等営業販促活動の費用として20百万円の支出を予定しております。

② 要素技術開発

当社は、RNAチェック用チップ開発のため、次世代チップ関連技術の研究を行っております。特に高機能バイオプラスチックの研究開発に投資し、研究開発を加速させ成長の促進を図ります。

※高機能バイオプラスチック：現在、遺伝子解析等に用いるチップは海外製で高価格なものであります。当社が有する遺伝子に関する技術・知見と、エンブラス社が有するエンジニアリングプラスチック精密加工技術を組み合わせることにより、より低コストで高性能な次世代チップ、より高精度な遺伝子解析技術及び診断ツールを開発し、診断サービス事業の加速に寄与するものであります。

高性能次世代チップの開発のための新規採用を含む人件費等に30百万円、実験用試薬等材料費に30百万円、一部の部材を外部委託する外注加工費に30百万円、その他広告費等営業販促活動の費用として10百万円の支出を予定しております。

③ 海外展開

海外における臨床試験（当社と関係のある海外の大学等研究機関等と連携し、海外において日本人とは異なる遺伝子型をもつ人種を対象に発現データを取得し、当社にて解析をする等）を開始し、RNAチェック事業の海外展開を図ります。

海外臨床試験のための新規採用を含む人件費等に40百万円、チップ及び試薬等材料費に40百万円、市場調査・営業活動費・広告費等その他営業販促活動の費用として20百万円の支出を予定しております。

④ 設備投資

当社は、RNAチェック事業のための新たな遺伝子解析装置を導入し、研究開発の加速化と競争力の強化を図ります。これにより、解析スピードの向上による納期の短縮化、解析量のアップによるサービス品質の向上及びコスト低減等が可能となります。

次世代遺伝子解析装置の購入費に100百万円の支出を予定しております。

本新株予約権

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 診断サービス事業のメニュー充実	325	平成28年1月～平成30年3月
② 機器開発	200	平成28年1月～平成30年3月
③ 海外展開の加速化	100	平成28年1月～平成30年3月

※ 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

※ 資金使途は以下の内容を予定しております。本新株予約権の払込金額による手取金については、上記①に充当いたします。また、本新株予約権の行使による払込金額による手取金の資金使途の優先順位は、上記①から③の順を予定しております。本新株予約権の行使による資金調達が当初計画通りにできない場合、上記①ないし③の支出予定時期を調整するとともに、別途資金調達を検討すること等により対応する予定であります。

① 診断サービス事業のメニュー充実

当社は、「個別化医療・予防医療の実現」へ向けたRNAチェックの開発に注力しております。新株予約権の発行及び行使による調達額については、新たな診断サービス事業の立ち上げ及びそのコンテンツ充実のために投資し、これからの柱である診断サービス事業における研究開発を加速させ成長の促進を図ります。

アルツハイマー病マーカー開発のための新規採用を含む人件費等に70百万円、骨疾患マーカー開発のための新規採用を含む人件費等に70百万円、チップ・試薬等の材料費に105百万円、一部のソフトウェアを外部委託する外注加工費に40百万円、その他広告費等営業販促活動の費用として40百万円の支出を予定しております。

② 機器開発

当社は、RNAチェック用チップ開発のため、次世代チップ関連技術の研究を行っております。特に診断機器の開発は重要であり、研究開発を加速させ成長の促進を図ります。

高機能診断用機器（健康モニタリングに向けた無痛針血液検査を含めた簡易バイオマーカー測定システム装置）の開発のための新規採用を含む人件費等に80百万円、チップ・試薬等の材料費に40百万円、一部の部材を外部委託する外注加工費に60百万円、その他広告費等営業販促活動の費用として20百万円の支出を予定しております。

③ 海外展開の加速化

新しいコンテンツの海外における臨床試験を行う等、本新株式の発行による調達額を利用して開始予定のRNAチェック事業の海外展開を拡大し、RNAチェック事業の海外展開の加速化を図ります。

海外臨床試験のための新規採用を含む人件費等に 40 百万円、チップ・試薬等の材料費に 40 百万円、市場調査・営業活動費・広告費等その他営業販促活動の費用として 20 百万円の支出を予定しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本第三者割当により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当し、収益の確保を目指していきます。

その結果、当社の財務内容が改善することにより企業価値及び当社の中長期的な株主価値が向上し、既存株主の皆様への利益拡大が図られるものと考えており、本第三者割当の資金使途については合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①本新株式

本新株式の発行価額は、当社の置かれている業界環境や財務状況、エンプラス社との間の業務提携により期待できるシナジー、資金調達により可能となる次世代の成長のために必要となる積極的な投資の効果、エンプラス社の要望等を総合的に考慮し、割当予定先との協議の上、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成 26 年 11 月 19 日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値である 743 円に対してディスカウント率 9.96%を適用し、669 円といたしました。

なお、本新株式の発行価額の当該直前営業日までの 1 か月間の終値平均 748 円に対するディスカウント率は 10.56%、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平均 791 円に対するディスカウント率は 15.42%、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均 802 円に対するディスカウント率は 16.59%となっております。

本新株式の発行価額の算定において、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしましたのは、直近の株式市場全体の株価動向と当社株式の株価動向の相関関係及び当社株式の売買高の推移等を勘案した上で、当社の最近の実態を反映し、より適正な当社の株式価値を表していると考えられる日の終値を基準とすべきところ、平成 26 年 10 月 23 日に平成 27 年 3 月期第 2 四半期の決算発表を行った後の期間における当社普通株式の終値平均値との乖離も大きくないことから、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の終値が、当社の最近の実態を反映し、より適正な当社の株式価値を表しているものと判断したことによるものであります。また、ディスカウント率 9.96%につきましては、当社は、当社が属しているライフサイエンス関連市場における競争が激化していること、平成 18 年 3 月期より継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している中、エンプラス社との本資本業務提携により、エンプラス社の事業の内容、相互の企業文化、風土、補完性などの観点から、当社事業とのシナジーが

期待できること、また、本第三者割当により、これまで限定的にしか行うことができなかつた次世代の成長のために必要となる積極的な投資が可能となり、企業価値及び当社の中長期的な株主価値が向上し、既存株主の皆様への利益拡大が図られることなどを勘案し、割当予定先であるエンプラス社と十分に協議及び交渉を重ねた結果、同社の要望を一定程度受け入れたためであります。なお、かかる発行価額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。

以上のことから本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。この判断に基づいて、当社取締役会においては、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役3名（内社外監査役2名）全員から、発行価額の算定方法については、平成27年3月期第2四半期決算発表後の株価の動向を鑑みて取締役会決議日の直前営業日の終値を基準として採用しており、不合理な点はないこと、ディスカウント率については、本第三者割当の必要性、本新株式の発行条件に係る交渉の中で株式引受先の確保に支障を来す可能性、既存株主の皆様への影響度等の諸観点から検討し、当該ディスカウント率の合理性について十分な検討が行われており、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、本新株式の発行は市場慣行に従った一般的な方法であり、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

②本新株予約権

本新株予約権の発行価額の決定に際して、公正を期すため、新株予約権の発行価格の算定は、他社上場企業の第三者割当増資における価値算定実績をもとに選定した、当社との取引関係のない独立した外部の第三者機関である株式会社 KPMG FAS（所在地：東京都千代田区丸の内一丁目8番1号丸の内トラストタワーN館）（以下「KPMG」といいます。）に依頼いたしました。

同社は割当予定先の権利行使行動について経済合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（平成26年11月19日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0%）、リスクフリーレート（0.13%）、ボラティリティ（65%）等について一定の前提を置いて、権利行使価額、権利行使期間（平成26年12月9日から平成31年12月8日まで）その他の発行条件（取得条項は評価に考慮しておりません。）の下、一般的な価格算定モデルである二項モデルを用いて価値算定を実施した結果、新株予約権1個あたりの価値を7,430円と算定いたしました。具体的には、行使可能期間中は、新株予約権を行使した場合の行使価値と継続して保有した場合の継続保有価値を比較し、継続保有価値よりも行使価値が高いと判断された時には、評価モデル上の各ノードにおいて割当先は新株予約権を権利行使するという前提に基づいて評価を行っております。

当該算定は、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である KPMG が評

価額に影響を及ぼす可能性のある上記の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられている二項モデルを用いて価値算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的であると考えられ、当社取締役会は、この評価を妥当として、本新株予約権1個の発行価額を金7,430円といたしました。また、本新株予約権の権利行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、当社株式の流動性を鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成26年11月19日）の当社普通株式の終値の90.04%相当額である669円といたしました。

なお、本新株予約権の権利行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均値748円に対する乖離率は△10.56%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均値791円に対する乖離率は△15.42%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均値802円に対する乖離率は△16.59%となっております。

また、当社監査役3名（内社外監査役2名）全員から、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関であるKPMGが評価額に影響を及ぼす可能性のある上記の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられている二項モデルを用いて価値算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的であると考えられ、発行価額も当該評価額の範囲内であることを判断の基礎としております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の目的とする株式の数を合計した数は、平成26年9月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数3,389,700株に対する希薄化の割合で50.15%、同日現在の当社の総議決権の数33,888個に対する希薄化の割合で50.17%に相当します。これにより既存株主の皆様におかれましては、株式持分及び議決権比率の低下並びに1株当たりの純資産額が変動いたします。

しかしながら、前記「I. 資本業務提携の概要 1. 資本業務提携の理由」に記載のとおり、当社は、平成18年3月期より継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。今後早急に黒字化を図るためには、財務基盤を強化し、特に診断サービス事業における積極的かつ恒常的な投資を行い、これからの高齢化社会に向けた新しい診断システム構築に向けた開発を加速化するため、当社の資本増強を行い、成長投資のための資金確保を行うことが重要であり、そのためには、本第三者割当による自己資本の充実が必要不可欠であると考えております。事業基盤の確立を推進する本第三者割当により、株式の希薄化を伴うものの、当社の収益性の向上や財務体質の強化につながるものと考えており、それらが当社の企業価値の向上をもたらす、ひいては株主価値の向上に

大いに寄与すると考えられることから、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模については、合理的な規模であると判断しております。

なお、当社は、エンプラス社が当社の資本業務提携先として中長期にわたって当社株式を保有する方針であることを口頭で確認しており、エンプラス社が当社株式を保有するのは短期保有を目的とするものではないものと理解しておりますが、仮に同社が新株予約権を行使して取得した当社株式を市場で売却した場合、当社株価がその影響を受ける可能性があります。当社株式の過去1年間（平成25年11月1日から平成26年10月31日まで）の1日あたりの平均出来高は17,748株であり、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権がすべて行使された場合の発行済株式数852,000株を行使期間である5年間で行使売却するとした場合の1日あたりの数量は約700株となり、上記1日あたりの出来高の約4%となるため、株価に与える影響は限定的かつ消化可能なものと考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	株式会社エンプラス
(2) 所 在 地	埼玉県川口市並木二丁目30番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 横田 大輔
(4) 事業内容	エンジニアリングプラスチック及びその複合材料による各種製品の製造、加工及び販売
(5) 資 本 金	80億8045万円
(6) 設 立 年 月 日	1962年2月21日
(7) 発 行 済 株 式 数	18,232,897株
(8) 決 算 期	3月
(9) 従 業 員 数	(連結) 1,554人 (平成26年3月31日現在)
(10) 主 要 取 引 先	電機、自動車部品、半導体、樹脂材料メーカー
(11) 主 要 取 引 銀 行	みずほ銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行
(12) 大株主及び持株比率	横田大輔8.24%、横田誠7.88%
(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。

取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
連結純資産	26,832	33,645	43,161
連結総資産	31,309	38,661	50,979
1株当たり連結純資産(円)	1,887.43	2,328.03	2,942.46
連結売上高	20,723	26,244	39,529
連結営業利益	1,147	4,554	12,384
連結経常利益	1,258	4,930	12,912
連結当期純利益	963	5,635	9,139
1株当たり連結当期純利益(円)	65.77	397.69	629.42
1株当たり配当金(円) (うち1株当たり中間配当額)	25.00 (7.50)	40.00 (20.00)	70.00 (30.00)

(単位：百万円。特記しているものを除く)

- (注) 1. 割当予定先の概要については、平成26年9月30日現在の内容であります(特記しているものを除きます。)
2. エンプラス社は東京証券取引所市場第一部に上場しており、当社は、同社が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(平成26年6月30日)において、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことを基本姿勢として明示しており、反社会的勢力に関する問題発生時には、組織的な対応を行う体制を整備しているとされていることを確認しています。当社は、当該記載に基づき、エンプラス社は反社会的勢力と関係がないと判断しました。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社が割当予定先としてエンプラス社を選定した理由は、「I. 資本業務提携の概要 1. 資本業務提携の理由」に記載のとおりです。

なお、エンプラス社との本資本業務提携の主な内容につきましては、「I. 資本業務提携の概要 2. 資本業務提携の内容」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先は当社の資本業務提携先として中長期にわたって当社株式を保有す

の方針であることを口頭で確認しております。また、割当予定先は、本日、割当予定先が公表しております「株式会社DNAチップ研究所との資本業務提携に関するお知らせ」において、当社の資本業務提携先として中長期にわたって当社株式を保有する方針である旨を公表しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

また、当社と割当予定先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得する株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る転換又は行使（以下「制限超過行使」といいます。）を制限する旨を引受契約にて規定する予定です。

具体的には、①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、②割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、④割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、⑤当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、⑥当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、引受契約により合意します。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、エンプラス社の直近の四半期報告書（平成26年11月10日提出）における四半期連結財務諸表に記載の総資産（53,820,067千円）、純資産（47,892,899千円）並びに現金及び預金（22,155,983千円）等の状況を確認した結果、本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する財産について問題はないものと判断しております。

（5）株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、また、その予定もありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 26 年 9 月 30 日）		募集後	
松原 謙一	2.07%	(株)エンプラス	33.40%
森 淳彦	2.07%	松原 謙一	1.38%
井上 伸一	1.87%	森 淳彦	1.38%
枝松 七郎	1.87%	井上 伸一	1.25%
日本証券金融(株)	1.49%	枝松 七郎	1.25%
大塚 榮子	1.42%	日本証券金融(株)	0.99%
藤尾 晋作	1.41%	大塚 榮子	0.94%
(株)サン・クロレラ	1.03%	藤尾 晋作	0.94%
杉山 次郎	0.95%	(株)サン・クロレラ	0.69%
加藤 菊也	0.94%	杉山 次郎	0.63%

(注) 募集後の持株比率は、本第三者割当による本新株式に加え、本新株予約権が全て行使された場合の比率を記載しております。

8. 今後の見通し

当社は本資本業務提携及び本第三者割当が、当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えておりますが、現時点では、平成 27 年 3 月期の業績への具体的な影響額については未定です。

具体的な影響額が明らかになった場合には、速やかに開示いたします。

なお、本第三者割当により、主要株主である筆頭株主の異動及びその他の関係会社の異動が生じる見込みであります。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当により、当社株式は 25%以上の大幅な希薄化が生じることになることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

そこで、当社は、独立役員である当社社外取締役 1 名（片山登喜男氏）、同じく独立役員である当社社外監査役 1 名（吉田春樹氏）に加え、当社と利害関係の無い弁護士である高橋明人氏（高橋・片山法律事務所）の 3 名により構成される委員会（以下「独立委員会」といいます。）を組成し、本第三者割当の必要性及び相当性について意見を諮問し、当社取締役会に対して意見を答申することを委嘱いたしました。当社としては、株主総会による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ 2 か月程度の日数を要すること、及び臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、株主総会決議などによる株主の意思確認手続を経ることなく、経営者から一定程度独立した独立委員会による本第三者割当の必要性及び相

当性に関する意見を入手することといたしました。

また、当社は、独立委員会に対して、現状における財政状態や経営成績及びその見込み、本第三者割当の目的及び理由（割当予定先の選定理由、第三者割当の方法による理由や他の資金調達手段との比較を含みます。）、払込金額算定の根拠、調達資金の使途、発行数量及び株式の希薄化の規模、募集後の大株主及び持株比率並びにその他必要と思われる事項と、各委員それぞれからの質問事項に関して説明を行い、独立委員会はこれを踏まえて慎重に検討を行いました。

その結果、当社は、独立委員会より、平成26年11月19日付で、大要以下の内容の意見書を受領いたしました。

1. 資金調達の必要性

- 当社は、激化する市場競争に直面する中、継続的な営業損失の発生、また営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、その結果として、将来の成長に向けた積極的な投資を限定的にしか行うことができない状況にある。かかる状況を踏まえ、当社は診断サービス事業を戦略的事業と位置付け、受託サービス事業と並ぶ当社事業のもう一つの柱として成長させることを企図しており、そのためには、財務基盤の強化により、例えば診断サービス事業分野における新しい診断システム構築の開発を加速させる等、将来の成長に向けた積極的かつ恒常的な投資を可能とするための資金確保が重要かつ必要となっている。かかる資金調達の目的及び必要性は、具体的かつ合理的なものと言うことができる。また、本第三者割当により調達される資金の使途は、本新株式と本新株予約権それぞれの資金調達のタイミング等について当社が考える今後の事業展開に即したものとなっており、相当性を有するものと考えられる。

2. 資金調達方法の相当性

- 当社において継続的な営業損失の発生、また営業キャッシュ・フローのマイナスを計上してきている状況の下、当社の財務基盤の強化のために、また戦略的事業と位置付けられた診断サービス事業の成長及び拡充等に向けた投資資金を確保するために、迅速かつ確実に一定額の資金を調達する方法として第三者割当による募集を資金調達の方法として選択することには合理性及び相当性が認められる。特に、今般の割当先が業務提携の相手方となるエンプラス社であることは、当社の今後の事業展開についての考えをエンプラス社とも共有した上で必要な資金を調達することが可能であると言え、今般の資金調達の目的及び必要性の一つである将来の成長に向けた積極的かつ恒常的な投資を可能とするための資金確保という点にも資するものと考えられる。
- 本新株式と本新株予約権との組み合わせによる発行については、希薄化の急激な進行の回避、さらには本新株予約権の条件の一つである取得条項を通じた希薄化の抑

制など、新株予約権の特徴により可能となる利点なども考え合わせると、合理性及び相当性が認められる。なお、本第三者割当が実施される結果、当社株式についてはいわゆる希薄化が一定の規模で生じることとなるが、本第三者割当が当社において継続的な営業損失の発生、また営業キャッシュ・フローのマイナスを計上してきている中で実施されるものであること、その一方で本第三者割当による資金調達が当社の財務基盤の安定、また将来の事業拡充、発展に向けた投資資金の確保に向けられた積極的なものであることを踏まえると、当該希薄化は依然許容される範囲内にとどまるものであると考えられる。

- 当社の事業は全般的に研究及び開発の部分に重点が置かれるべき状況にあるところ、当社の今後の事業の拡充及び発展に向けては、割当先における当社事業への十分な理解、また中長期的な観点からの当社業績等の把握が必須であると考えられる。エンプラス社は今般の業務提携先であり、また、本第三者割当を通じて取得することとなる当社株式を、中長期において保有する方針であるとのこと等の事情から、エンプラス社を本第三者割当の割当先に選定することについては相当性が認められる。

3. 発行条件の相当性

- 本新株式の発行価額は当社取締役会決議日の直前営業日である平成 26 年 11 月 19 日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値（743 円）に対して、9.96%の割合でのディスカウントが行われたものであるが、当社においては継続的な営業損失の発生、また営業キャッシュ・フローのマイナスを計上してきており、そのような状況の下での資金調達であることからすれば、割当先（エンプラス社）との間で発行価額を含む発行条件について一定程度の交渉が行われることは、特段不合理なものではなく、本第三者割当による資金調達が当社の財務基盤の安定、また将来の事業拡充、発展に向けた投資資金の確保に資すると考えられることとの比較においては、上記ディスカウント率は相応の範囲内の条件交渉の結果であると考えられる。また、日本証券業協会の策定した「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日）に照らしても、合理性及び相当性が認められるものと考えられる。
- 本新株予約権の発行価額の決定について、独立した外部の第三者機関である株式会社 KPMG FAS から当社が取得した新株予約権価値評価分析報告において、前提とされた事実関係について重大な誤りはないものと考えられること、また当該前提に基づく価値算定の内容は一般的な手法によるものと言えること、その他当該価値算定について特段不合理と考えられる点も見受けられないことなどから、当該新株予約権価値評価分析報告を参考にして、本新株予約権の発行価額を 7,430 円として取締役会決議を行うことには相当性が認められるものと考えられる。
- なお、本新株予約権には、その条件として最大交付株式数が限定され、また取得条

項及び行使価額修正条項（上限及び下限のいずれも設定されない）が付されているが、これらの条件は、本新株予約権の発行に伴い生じる可能性のある当社株式の希薄化をコントロールあるいは調整するもの、また本新株予約権を通じた資金調達が円滑かつ確実に行われるようにすることを企図したものと考えられ、いずれも合理的な内容のものであると考えられる。また、本新株予約権について考えられるデメリットについても、今般本第三者割当が業務提携の相手方であるエンプラス社を割当予定先として実施されるものであることからすると、当該業務提携を通じ貴社において一定程度コントロールすることも可能であると考えられる。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	401,096千円	371,866千円	349,065千円
営業損失	165,278千円	89,913千円	44,781千円
経常損失	164,042千円	89,890千円	44,743千円
当期純損失	165,579円	80,810円	45,776円
1株当たり当期純損失	48.85円	23.84円	13.50円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	134.89円	113.44円	99.93円

(注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 平成25年10月1日付にて普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。平成24年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成26年9月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	3,389,700株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	30,550 円	26,870 円	160,400 円
高 値	41,750 円	169,000 円	294,000 円 ※1,548 円
安 値	22,310 円	23,150 円	88,500 円 ※693 円
終 値	26,900 円	144,500 円	※789 円

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所（マザーズ）における株価を記載しております。
2. 平成25年10月1日付にて普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。
※印は、当該株式分割による権利落後の株価であります。

② 最近6か月間の状況

	平成26年 6月	平成26年 7月	平成26年 8月	平成26年 9月	平成26年 10月	平成26年 11月
始 値	799 円	816 円	806 円	836 円	815 円	795 円
高 値	927 円	887 円	888 円	867 円	830 円	798 円
安 値	762 円	805 円	726 円	800 円	694 円	725 円
終 値	810 円	808 円	848 円	815 円	752 円	743 円

- (注) 平成26年11月の株価については、平成26年11月19日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成26年11月19日
始 値	760 円
高 値	760 円
安 値	740 円
終 値	743 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

Ⅲ. 主要株主である筆頭株主の異動及びその他の関係会社の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「Ⅱ. 第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集」に記載のとおり、本第三者割当の実施により、以下のとおり、エンプラス社は、当社の主要株主である筆頭株

主及びその他の関係会社となる予定であります。

2. 異動する株主の概要

名称：株式会社エンプラス

なお、所在地等の概要につきましては、前記「Ⅱ. 第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」に記載のとおりです。

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	属性	議決権の数 (所有株式数) 議決権所有割合			大株主 順位
		直接保有分	間接保有分	合計	
異動前 (平成26年11月20日現在)	—	—	—	—	—
異動後	主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社	8,480 個 (848,000 株) 20.02%	—	8,480 個 (848,000 株) 20.02%	第1位

(注) 1. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、平成26年9月30日現在の当社の総株主の議決権の数 33,888 個に本第三者割当のうち本新株式の発行に伴い増加する議決権の数 8,480 個を加えた議決権の数 42,368 個を分母として計算しております。

2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、小数点第三位を四捨五入しております。

4. 異動予定年月日

平成26年12月8日（予定）

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

6. 今後の見通し

前記「Ⅱ. 第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集 8. 今後の見通し」
をご参照ください。

以上

(参考) 当期連結業績予想 (平成 26 年 10 月 23 日公表分) 及び前期連結実績

(千円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想	440,000	2,000	2,000	1,000
前期業績実績	349,065	△44,781	△44,743	△45,776

(別紙1)

株式会社DNAチップ研究所普通株式
発行要項

- | | |
|---------------------|--|
| 1. 募集株式の種類及び数 | 普通株式 848,000 株 |
| 2. 払込価額 | 1 株当たり 金 669 円 |
| 3. 払込価額の総額 | 金 567,312,000 円 |
| 4. 増加する資本金及び資本準備金の額 | 資本金 金 283,656,000 円
資本準備金 金 283,656,000 円 |
| 5. 申込期日 | 平成 26 年 12 月 8 日 |
| 6. 払込期日 | 平成 26 年 12 月 8 日 |
| 7. 募集の方法及び割当株式数 | 第三者割当の方法により、全ての株式を株式会社エンプラスに割り当てる。 |
| 8. 払込取扱場所 | 三菱東京UFJ銀行 横浜中央支店 |
| 9. その他 | 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 |

以 上

(別紙2)

株式会社DNAチップ研究所第1回新株予約権
発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社DNAチップ研究所第1回新株予約権(第三者割当)(以下「本新株予約権」という。)

2. 申込期間

平成26年12月8日

3. 割当日

平成26年12月8日

4. 払込期日

平成26年12月8日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を株式会社エンプラスに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式852,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株とする。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

8,520 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 7,430 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 669 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める修正及び第 11 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

第 16 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。

本要項において「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」に該当しないものとする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額} \\
 \times \\
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額} \\
 = \\
 \times \\
 \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}
 \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適

用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てら

れる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記第(2)号にかかわらず、上記第(2)号に定める調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に定める修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成26年12月9日から平成31年12月8日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の割当日から12ヶ月を経過した日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を全会一致で定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知又は公告を行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり金7,430円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。当該取得日に残存する本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を FAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第 20 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

18. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

割当予定先の権利行使行動について経済合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価、当社株式の市場流動性、配当率、リスクフリーレート、ボラティリティ等について一定の前提を置いて、権利行使価額、権利行使期間その他の発行条件(取得条項は評価に考慮していない。)の下、一般的な価格算定モデルである二項モデルを用いて第三者算定機関が価値算定を実施した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 7,430 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 26 年 11 月 19 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 90.04%相当額とした。

20. 行使請求受付場所

株式会社DNAチップ研究所 総務部

21. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 横浜中央支店

22. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の 3 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上